

海外から心当たりのない荷物が届いた！

事例

昨日、海外からの荷物が国際郵便でポストに投函されていた。まったく心当たりがないので開封していない。表書きには中国語、英語の表記があり、宛名の住所・氏名・電話番号は私宛になっている。ネット通販を利用した覚えもない。どうしたらよいか。



アドバイス

- 突然海外から荷物が届いても慌てずに、まずは届いた荷物に心当たりがないか確認しましょう。
- 注文した覚えや心当たりのない荷物が届いた場合は、送付票に記載の事業者名・住所・電話番号・配送伝票番号を記録し受取拒否をしてください。配送時に代金を支払ってしまったり、受領印を押していると受取拒否はできません。ポストに投函されていた荷物は未開封であれば受取拒否が可能です。
- 荷物を受取ってしまったとしても、送り付けや注文していない商品であれば、原則2週間保管した後自由に処分することができます。
- 代金を請求されたときは、心当たりがなければ支払う必要はありません。クレジットカード等の利用明細に不審な請求がないか確認しましょう。
- 届いた荷物がブランド品のニセ物と疑われる場合、海外に送り返すと関税法違反になることがありますので注意が必要です。
- 国内のネット通販で注文した商品であっても、海外から配送されて届くことがあります。ネット通販で注文したのにまだ届いていない商品はないか、家族が注文していないか、友人からのプレゼントでないかなど確認をしてみましょう。また、配送予定があれば家族で情報を共有しておきましょう。
- 困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

